

習志野市土曜日共同保育実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準、習志野市幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する基準、習志野市幼稚園型認定こども園設置及び運営に関する基準及び習志野市小規模保育事業所設置及び運営に関する基準に定めるもののほか、土曜日共同保育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「土曜日共同保育」とは、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日 こ成保38・5文科初第483号)により他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設(以下「事業所」という。)と共同で保育を実施することにより、土曜日における保育を確保することをいう。

(実施要件)

第3条 土曜日共同保育を実施しようとする事業所は、次条の規定による事前協議書の提出の日(以下「事前協議書提出日」という。)までに、土曜日共同保育の提供を受ける保護者に対し、当該土曜共同保育の実施に係る説明を行い、書面による同意を得なければならない。

2 土曜日共同保育を実施しようとする事業所は、事前協議書提出日までに、当該事業所間において、安全対策、責任体制、費用負担、職員配置その他土曜日共同保育の実施に必要な事項について十分に協議を行い、合意書を作成しなければならない。

(土曜日共同保育の開始の協議等)

第4条 土曜日共同保育を実施しようとする事業所は、当該開始する日の属する月の前々月の末日までに、連名で、土曜日共同保育の実施に関する事前協議書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項に規定する説明に係る資料及び同項に規定する同意に係る書面の写し
- (2) 前条第2項の合意書の写し
- (3) 土曜日共同保育を実施する施設の配置図及び平面図(土曜日共同保育を実施する場所(保育室)を明記したもの。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により提出した書類に変更があった場合は、当該変更のあった事項について、市長に届け出なければならない。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、土曜日共同保育について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。